

高齢者あんしん見守り支援事業

■ 1 事業概要について

利用対象者(ひとり暮らし高齢者等)が、日常の安否確認や、もしもの緊急事態に備えて、その緊急事態を別に居所を構える家族や友人知人に知らせることができる機器を活用したサービス(以下、「あんしん見守りサービス」といいます)を、多賀城市に登録したあんしん見守りサービス登録事業者様と利用対象者自らが契約し、その機器取り付け等にかかる設置費等の初期費用等の一部を市が助成します。

■ 2 対象者について

- (1) 65 歳以上のひとり暮らしの方
- (2) ひとり暮らしで身体障害者手帳 1 級又は 2 級を所持する方(ただし、同居人が身体障害者、疾病若しくは高齢のため身体が不自由である場合又は就労若しくは修学により不在となる場合を含む)

※「ひとり暮らしの方」について、施設入所者の方、入院中の方は対象外です。

■ 3 助成額について

- ・あんしん見守りサービスを利用する際に必要となる設置費等の初期費用を対象者に助成します。(上限額：15,000円(税込))
- ・初期費用がかからない場合は12か月分の利用料を助成します。(上限額：15,000円(税込))

※ 助成の決定は、対象者1名につき1回限りとします。

※ 市からの助成額以外の費用は利用対象者の自己負担となります。

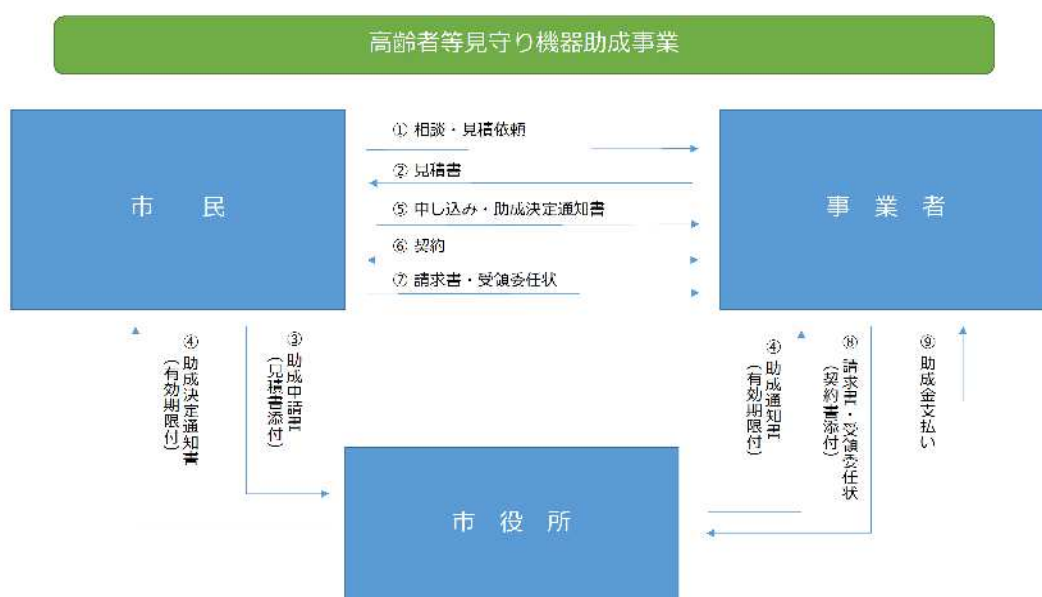
■ 4 助成申請手続きについて

- ① 利用希望者は、事業案内のチラシや市ホームページを確認し、サービス提供事業者様へ相談、説明を受けます。
- ② 利用希望者が機器等の内容を理解し、利用を希望した場合は見積書を交付してください。
- ③ 利用者希望者は、『助成申請書』に見積書を添付し介護・障害福祉課へ提出します。
- ④ 介護・障害福祉課で申請内容を審査し、『助成決定通知書(有効期限付)』及び『助成

金請求書（兼受領委任状）』を申請者へ送付します。

同時にサービス提供事業者様へ『助成通知書』によりお知らせします。

- ⑤ 利用希望者は、『助成決定通知書（有効期限付）』をサービス提供事業者様へ提示し利用の申し出を行います。
- ⑥ 契約を締結します。
- ⑦ 契約と同時に、『助成金請求書（兼受領委任状）』を預かります。
- ⑧ サービス提供事業者様は、『助成金請求書（兼受領委任状）』へ振込先等の必要事項を記載し、契約書及び領収書の写しを添付して介護・障害福祉課へ提出していただきます。
- ⑨ 介護・障害福祉課で内容を確認し、助成金をサービス提供事業者様の口座へ振り込みます。



5 取扱事業者登録について

- (1) 『高齢者あんしん見守り機器取扱業者登録申請書（市指定様式）』と取扱機器の【別紙】機器機能概要を添えて提出ください。

【別紙】機器機能概要に市の補助対象とする項目に補助対象を明記し、発行する『取扱業者登録証』に添えて発行します。

- (2) 【別紙】機器機能概要は、エクセルデータで作成・提出いただきますようお願いいたします。
- (3) 取扱業者の登録は、随時受付しています。

登録済みの登録業者様につきましては、毎年度申請の必要はありません。

なお、取扱商品の内容変更等ありましたら、修正の届け出をお願いします。

問合せ先：多賀城市保健福祉部介護・障害福祉課介護支援係

電話 0 2 2 - 3 6 8 - 1 1 4 1 内線 6 6 4